


事業系廃棄物の 受入基準が変わります

最終処分場の延命化を図るため、平成30年4月1日から、清掃センターで受け入れる事業系廃棄物の取り扱いを変更します。

事業系廃棄物には、企業や商店などの営利活動だけではなく、行政や自治会などの非営利活動を含めた事業活動から出る廃棄物全般が該当します。

変更内容		
廃棄物の種類	変更前 (～平成30年3月)	変更後 (平成30年4月～)
事業系一般廃棄物 〔産業廃棄物と資源ごみ以外の 事業系廃棄物〕	受入	受け入れます (変更なし)
資源ごみ 〔飲料用のびんや缶など、 資源としてリサイクルできる物〕	びん、缶、ペットボトル、 <u>プラスチック製容器包装</u> 受入	びん、缶、ペットボトルを 受け入れます
産業廃棄物 〔国の政令で定められた 20種類の廃棄物から、 資源ごみを除く廃棄物〕	一部受入 (可燃物のみ)	<u>受け入れません</u>

※プラスチック製容器包装とは、商品の容器や包装に使われていた  マークの付いているごみです。

産業廃棄物の処理の方法

県の許可を受けた者でなければ、産業廃棄物の処分を行うことはできません。

産業廃棄物の処理は、県の許可を受けた業者に依頼するなど、適切に処理してください。

注意事項

事業系廃棄物は家庭ごみの集積所に出すことはできません。

また、その排出者（廃棄物を出した者）が責任をもって適正に処理しなければならないことが廃棄物処理法で定められています。

不適切な処理には重い罰則が科せられますので、注意してください。

問い合わせ先

一関地区広域行政組合

一関清掃センター ☎ 21-2157

大東清掃センター ☎ 75-3149